

大和市告示第55号

大和市福祉型児童発達支援センター利用者給食費の助成に関する要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市福祉型児童発達支援センター利用者給食費の助成に関する要綱を廃止する要綱

大和市福祉型児童発達支援センター利用者給食費の助成に関する要綱（平成19年大和市告示第40号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。